

承認第 号

専決処分の承認を求めることについて

富里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 6 月 3 日提出

富里市長 五十嵐 博文



専 決 処 分 書

富里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

令和6年3月31日

富里市長

五十嵐

博



富里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月31日

富里市長 五十嵐 博文

条例第24号

富里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

富里市国民健康保険税条例（昭和43年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号中「29万円」を「29万5千円」に改め、同項第3号中「53万5千円」を「54万5千円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の富里市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

富里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
(国民健康保険税の減額) 第24条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が20万円を超える場合には、20万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 (1) (略) (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～エ (略) (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～エ (略) 2・3 (略) 附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。	(国民健康保険税の減額) 第24条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が20万円を超える場合には、20万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 (1) (略) (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～エ (略) (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～エ (略) 2・3 (略)

改正後	改正前
(適用区分) 2 改正後の富里市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。	

専決処分の承認を求めることについて（富里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）（概要）

1 改正理由

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第136号）が令和6年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されることとなったため、本条例にも改正を行う必要が生じたことから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により令和6年3月31日に専決処分を行ったものです。

2 改正内容

被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗ずべき金額を29万円から29万5千円に改めるとともに、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗ずべき金額を53万5千円から54万5千円に改めます。

○軽減対象所得額

5割軽減

改正後	改正前
$43\text{万円} + (\underline{29\text{万5千円}} \times \text{被保険者数}) + 10\text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$	$43\text{万円} + (\underline{29\text{万円}} \times \text{被保険者数}) + 10\text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$

2割軽減

改正後	改正前
$43\text{万円} + (\underline{54\text{万5千円}} \times \text{被保険者数}) + 10\text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$	$43\text{万円} + (\underline{53\text{万5千円}} \times \text{被保険者数}) + 10\text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$

※ 7割軽減については、変更なし

3 施行期日

令和6年4月1日

5 割軽減（第 2 4 条関係）

被保険者数	改正後（所得額）	改正前（所得額）
1 人	7 2 5 , 0 0 0 円	7 2 0 , 0 0 0 円
2 人	1 , 1 2 0 , 0 0 0 円	1 , 1 1 0 , 0 0 0 円
3 人	1 , 5 1 5 , 0 0 0 円	1 , 5 0 0 , 0 0 0 円
4 人	1 , 9 1 0 , 0 0 0 円	1 , 8 9 0 , 0 0 0 円
5 人	2 , 3 0 5 , 0 0 0 円	2 , 2 8 0 , 0 0 0 円

2 割軽減（第 2 4 条関係）

被保険者数	改正後（所得額）	改正前（所得額）
1 人	9 7 5 , 0 0 0 円	9 6 5 , 0 0 0 円
2 人	1 , 6 2 0 , 0 0 0 円	1 , 6 0 0 , 0 0 0 円
3 人	2 , 2 6 5 , 0 0 0 円	2 , 2 3 5 , 0 0 0 円
4 人	2 , 9 1 0 , 0 0 0 円	2 , 8 7 0 , 0 0 0 円
5 人	3 , 5 5 5 , 0 0 0 円	3 , 5 0 5 , 0 0 0 円

改正による影響見込み ※令和 6 年 3 月末時点で試算（単位：人・世帯・千円）

	改正後		改正前		差引増減		
	5 割軽減	2 割軽減	5 割軽減	2 割軽減	5 割軽減	2 割軽減	合計
被保険者数	1,706	1,554	1,675	1,440	31	114	145
世 帯 数	921	804	908	743	13	61	74
均 等 割 額	24,313	8,904	23,894	8,246	419	658	<u>1,077</u>
平 等 割 額	13,815	4,824	13,620	4,458	195	366	<u>561</u>

※軽減対象外から 2 割軽減対象となる ⇒ 1 4 5 人（7 4 世帯）

※ 2 割軽減から 5 割軽減となる ⇒ 3 1 人（1 3 世帯）

※影響見込額 均等割額は約 1 , 0 7 7 千円 平等割額は約 5 6 1 千円
合計約 1 , 6 3 8 千円の軽減額が増となる見込みです。